

令和 7 年度 第 2 回
市有地一時貸付（入札方式）
参加の手引き

令和 7 年 5 月 1 日受付開始

※ 期間入札方式で入札を行います。

（提出書類様式は倉敷市ホームページからも印刷可能です。）

お問合せ先
倉敷市役所 企画財政部公有財産活用課
〒710-8565 倉敷市西中新田 6 4 0 番地
T e l 086-426-3161
F a x 086-426-5131
E-mail ppty@city.kurashiki.okayama.jp

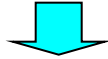
目 次

●	期間入札の流れ		
●	一時貸付物件一覧表		
●	物件説明書、図面等関係資料		
1	はじめに	・ ・ ・ ・ ・	1
2	入札物件	・ ・ ・ ・ ・	1
3	物件の貸付期間及び使用目的	・ ・ ・ ・ ・	1
4	入札参加者の資格	・ ・ ・ ・ ・	2
5	入札の方法	・ ・ ・ ・ ・	3
6	入札の無効	・ ・ ・ ・ ・	5
7	開札日時	・ ・ ・ ・ ・	5
8	契約の締結	・ ・ ・ ・ ・	6
9	貸付料の支払方法等	・ ・ ・ ・ ・	7
1 0	契約保証金の還付について	・ ・ ・ ・ ・	7
1 1	その他の注意事項	・ ・ ・ ・ ・	7
1 2	参考法令	・ ・ ・ ・ ・	8
●	入札書提出用封筒の書き方（記入例）	・ ・ ・ ・ ・	9
●	市有財産有償一時貸付契約書（見本）	・ ・ ・ ・ ・	1 0
●	提出書類様式	・ ・ ・ ・ ・	巻末

期間入札の流れ

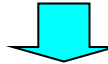
入札の申込

入札参加希望者は、期限までに入札参加申込書を提出 添付書類必要
令和7年5月1日（木）～5月28日（水）午後5時必着



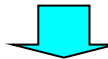
入札保証金納付

入札前の下記期限までに、契約見込額（入札金額×36月分）の5%以上を納付書で納付
納付期限：令和7年5月30日（金）午後2時



入札受付期間

令和7年6月2日（月）～6月5日（木）午後5時必着



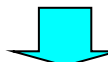
開 札

令和7年6月6日（金）午前10時 市役所5階502会議室



貸付契約

下記期限までに、契約金額（落札金額×36月分）の10%以上（入札保証金からの充当を含む）
を納付書で納付し、契約を締結
契約締結期限：令和7年6月20日（金）午後2時



貸付料の支払い

契約締結日から30日以内に初年度分の貸付料を支払う。

一時貸付物件一覧表

物件 番号	所 在 地	地目	面積 (㎡)	貸付期間	予定価格 (円／月)
1	羽島 6 4 7 番 9	宅地	226.28	令和 7 年 7 月 1 日から 令和 10 年 6 月 30 日まで	21,909

※借受人の決定は、入札により行いますので、予定価格以上かつ最高金額の入札者が借受人となります。

物件説明書

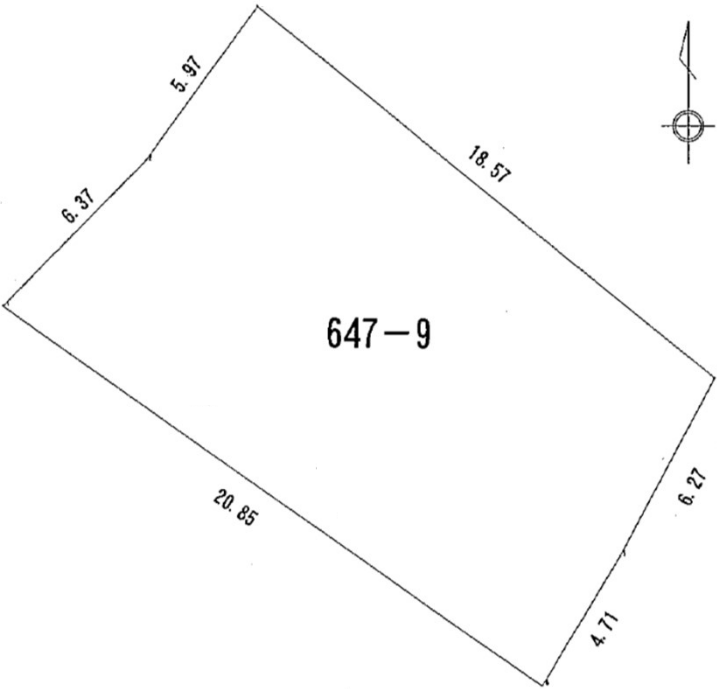
物件番号 1

所 在 地	倉敷市羽島647番9		
登 記 地 目	宅地	現 況 地 目	宅地
登 記 面 積	226.28㎡	実 測 面 積	226.28㎡
貸 付 期 間	令和7年7月1日から令和10年6月30日まで		
予 定 価 格	月 額 21,909円		
都市計画法及び 建築基準法上の 主な制限	都市計画区域	市街化区域	
	用 途 地 域	第1種住居地域	
参 考 事 項	・当物件は令和7年6月30日までの契約で貸付中 ・現況は駐車場敷地		

位置図



実測図



1 はじめに

- (1) 物件説明書は、入札参加者が物件の概要を把握するための参考資料に過ぎません。必ず入札参加者本人が、現地及び諸規制について調査及び確認を行ってください。
- (2) 現状有姿（あるがままのすがた）での貸付となります。了承のうえ、入札に参加してください。
- (3) 各種供給処理施設（上・下水道、電気、ガス等）の利用に当たっては、その利用の可否等について各事業者と十分協議してください。
- (4) 位置図は現状と異なる場合があります、表示名等についてはこれを特定するものではありません。
- (5) 使用に当たっては、都市計画法、建築基準法及び倉敷市の条例等により指導がなされる場合がありますので、入札に参加する際には、各自であらかじめ関係課に照会してください。
- (6) 現地確認をする場合は、近隣に迷惑のかからないよう自動車の駐車等には十分注意してください。
- (7) 入札については事情により中止となる場合があります。あらかじめ了承願います。

2 入札物件

- ・入札物件は「一時貸付物件一覧表」のとおりです。

3 物件の貸付期間及び使用目的

- ・物件の貸付は、次の期間の一時貸付となります。

貸付期間	令和7年7月1日から令和10年6月30日まで（36か月）
------	------------------------------

- ・物件の使用形態は、一時使用となります。

ただし、一時使用を目的とするものであっても、次に該当するものは、貸付ができません。

- (1) 住居、事務所等の建物の建設を目的とするもの。ただし、マンション等販売のためのモデルルーム、工事等の現場事務所等の仮設のものは除く。
- (2) 悪臭、騒音、土壌汚染等、著しく環境を損なうと予想されるもの
- (3) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号。以下「風営法」という。)第2条第1項に該当する風俗営業の用途に用いるもの
- (4) 風営法第2条第5項に該当する性風俗関連特殊営業の用途に用いるもの
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。)第2条第2号に該当する暴力団及びその構成員がその活動のために利用するもの
- (6) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律(平成11年法律第147号)第8条第1項各号に該当する団体、その役職員及び構成員がその活動のために利用するもの
- (7) 公序良俗に反するもの
- (8) その他貸付に適さないと判断されるもの

(注) 仮設建築物でも、原則として建築基準法による建築確認が必要です。

場合によって、建築基準法その他の法令の許認可が必要となる場合もありますので、都市計画区域については、都市計画課(Tel 086-426-3455)、日影制限、建ぺい率及び容積率については、建築指導課(Tel 086-426-3501)までお問い合わせください。

4 入札参加者の資格

・一時貸付(入札方式)に参加できる者は、次に掲げる事項のいずれにも該当しない者(法人も可)とします。

- (1) 当該一時貸付に係る契約を締結する能力を有しない者(成年被後見人、被保佐人及び被補助人で契約の締結に関し同意権付与の審判を受けた者並びに未成年者で法定代理人に同意を受けていない者をいう。)及び破産

者で復権を得ない者

- (2) 過去に市有地一時貸付入札に参加し、落札したにもかかわらず正当な理由なく契約を締結せず、又は履行しなかった者で、当該事実があった後3年を経過しないもの
- (3) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条の3第1項の規定に該当する倉敷市職員（倉敷市の公有財産に関する事務に従事する職員）
- (4) 市町村税を滞納している者
- (5) その他市長が不相当と認める者

5 入札の方法

- (1) 入札参加の申込 <令和7年5月28日（水）午後5時まで>

「入札貸付参加申込書」に必要事項を記入・押印のうえ、下記の必要書類を添えて公有財産活用課へ提出してください。郵送の場合は簡易書留郵便をお願いします。

期限までに申込書の提出がない場合は、入札に参加できません。

●添付書類

①個人の場合

- ・印鑑証明書（発行日から3か月以内のもの）
- ・市税納税（完納）証明書（直近のもの）（注）
- ・誓約書
- ・土地利用計画書

②法人の場合

- ・法人の印鑑証明書（発行日から3か月以内のもの）
- ・市税納税（完納）証明書（直近のもの）（注）
- ・誓約書
- ・土地利用計画書

（注）市税納税（完納）証明書は、倉敷市発行のもの。ただし、倉敷市に課税がない場合は住所地（所在地）の市町村発行のもの。法人の

納税（完納）証明書は、本社所在地の市町村発行のもの。

なお、新型コロナウイルスの影響により徴収猶予を受けている場合は、ご相談ください。

（２） 入札保証金の納付 ＜入札参加申込日～令和 7 年 5 月 3 0 日（金）

午後 2 時まで＞

- ①入札参加者は、入札保証金として、**入札参加者が見積る契約金額（入札しようとする額に 3 6 を乗じて得た額）の 5 % 以上（円未満切上）**に相当する金額を市発行の納付書により指定の金融機関（納付書裏面参照）で納付してください。

＜例＞入札金額を 10, 000 円とする場合、入札保証金額は

10, 000 円×36 か月×5 %＝18, 000 円以上となります。

- ②「入札保証金提出書」に必要事項を記入、押印のうえ、入札保証金納付時に金融機関から受け取る「領収証書」のコピーを添付し、期限までに提出してください。（郵送、FAX 可）

●入札保証金の還付について

落札者以外の者の入札保証金は、あらかじめ入札者が指定した金融機関の預貯金口座に振り込む方法により還付します。（預貯金口座は普通、当座、通知、別段に限ります。）

なお、金融機関への振込手続には概ね 2 週間を要します。（入札保証金に利息は付しません。）

（３） 入札（ 期間入札 ） ＜令和 7 年 6 月 2 日（月）～6 月 5 日（木）

午後 5 時まで＞

- ①所定の「入札書」に必要事項を記入し、「入札書提出用封筒」（封筒は入札者で用意、記入方法 9 ページ参照）に「入札書」のみを入れて、定められた**入札期間中に提出**してください。郵送の場合は簡易書留郵便をお願いします。**期限までに入札書の提出がない場合は、無効となります。**

- ②代理の者が入札する場合は、「委任状」が必要です。

（注）入札者本人印の押印した入札書には委任状は必要ありません。

(4) 注意事項

- ア 「入札保証金提出書」の入札者と「入札書」の入札者は一致している必要があります。
- イ 入札書に記入する金額は月額を記入してください。
- ウ 受付最終日までに到着しない入札は無効となります。郵送の場合は特に注意してください。
- エ 提出された入札書の引換、変更及び取消しは一切できません。
- オ 入札期間中の応札状況については、一切お答えできません。

6 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は無効とします。

- ・入札に参加することのできない者の行った入札
- ・談合して行った入札
- ・入札保証金を納付しない者又はその金額に不足のある者の行った入札
- ・入札書の金額、氏名、印影又は重要な文字が誤脱し、又は不明である入札
- ・同一入札について2以上の入札を行った入札
- ・倉敷市財務規則第156条の規定に違反する代理人の行った入札
- ・暴対法第2条第2号に規定する暴力団及び警察当局から排除要請がある者の行った入札
- ・前各号のほか、入札についての条件に違反した入札

7 開札日時

令和7年6月6日（金）午前10時

倉敷市役所5階 502会議室にて

- (1) 受付は午前9時45分～午前10時に行います。入札関係者以外の方は、開札会場へ入室できません。
- (2) 開札の結果、予定価格以上で、かつ、最高金額の入札者を落札者と決定します。

(注) 落札者となるべき同価の入札者が2名以上の場合は、くじによって落札者を決定します。当該入札参加者が欠席の場合は、市の指定した者が入札者に代わってくじを引きます。

欠席者には開札結果を郵送で通知します。また、後日、倉敷市のホームページにおいて、開札結果（入札件数、落札金額、個人・法人の区分）を公表します。

8 契約の締結

- ・落札者は、落札日から令和7年6月20日（金）午後2時までの間に契約を締結していただきます。落札者が契約締結期限までに契約を締結しない場合には、その落札は無効となり、入札保証金は市に帰属し、還付することはありませんので注意してください。

- ・落札者は、契約保証金として、**契約金額（落札額に36を乗じて得た額）の10%以上（入札保証金を含む）**に相当する金額を市発行の納付書により指定の金融機関（納付書裏面参照）で納付してください。

＜例1＞ 落札金額 10,000 円、入札保証金 18,000 円の場合→契約保証金額は $10,000 \text{ 円} \times 36 \text{ か月} \times 10\% = 36,000 \text{ 円}$ 以上となるため、入札保証金を充当した残額 18,000 円以上の納付が必要です。

＜例2＞ 落札金額 10,000 円、入札保証金 50,000 円の場合→契約保証金額は $10,000 \text{ 円} \times 36 \text{ か月} \times 10\% = 36,000 \text{ 円}$ 以上となるため、入札保証金 36,000 円を充当し、入札保証金残額 14,000 円を還付します。

- ・「契約保証金提出書」に必要事項を記入、押印のうえ、契約保証金納付時に金融機関から受け取る「領収証書」のコピーを添付し、期限までに提出してください。（郵送、FAX 可）

- ・契約の締結に当たっては、次の書類が必要となります。

①個人の場合

- ・住民票の写し（発行日から3か月以内のもの）

②法人の場合

- ・履歴事項全部証明書（発行日から 3 か月以内のもの）

9 貸付料の支払方法等

- ・契約締結日を含む年度相当分の貸付料については契約締結の日から 30 日以内（契約期間の始期が契約締結日の翌年度になる場合は、翌年度相当分の貸付料を契約締結の日から 30 日以内）に、翌年度以降相当分については、それぞれ 4 月末日までに納付していただきます。
- ・貸付料は、市の発行する納付書により指定金融機関又は収納代理金融機関で納付していただきます。

10 契約保証金の還付について

- ・契約保証金は、契約終了（契約期間満了又は契約解除）後、あらかじめ契約者が指定した金融機関の預貯金口座に振り込む方法により還付します。（預貯金口座は普通、当座、通知、別段に限ります。）
- なお、金融機関への振込手続には概ね 2 週間を要します。（契約保証金に利息は付しません。）

11 その他の注意事項

- ・賃貸借契約書に貼付する収入印紙等、本契約の締結及び履行に関して必要な一切の費用は、借受人の負担となります。
- ・入札による契約が成立しなかった場合、予定価格にて、先着順で希望者に貸付けを行います。
- ・市有財産有償一時貸付契約書第 15 条第 2 号に該当する場合及び借受人が貸付期間内に契約を解除する場合で借受人が契約上の義務を履行しているときを除いて、既納の貸付料は還付しません。

12 参考法令

○風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律

第二条 この法律において「風俗営業」とは、次の各号のいずれかに該当する営業をいう。

- 一 キヤバレー、待合、料理店、カフェーその他設備を設けて客の接待をして客に遊興又は飲食をさせる営業
- 二 喫茶店、バーその他設備を設けて客に飲食をさせる営業で、国家公安委員会規則で定めるところにより計った営業所内の照度を十ルクス以下として営むもの(前号に該当する営業として営むものを除く。)
- 三 喫茶店、バーその他設備を設けて客に飲食をさせる営業で、他から見通すことが困難であり、かつ、その広さが五平方メートル以下である客席を設けて営むもの
- 四 まあじやん屋、ぱちんこ屋その他設備を設けて客に射幸心をそそるおそれのある遊技をさせる営業
- 五 スロットマシン、テレビゲーム機その他の遊技設備で本来の用途以外の用途として射幸心をそそるおそれのある遊技に用いることができるもの(国家公安委員会規則で定めるものに限る。)を備える店舗その他これに類する区画された施設(旅館業その他の営業の用に供し、又はこれに随伴する施設で政令で定めるものを除く。)において当該遊技設備により客に遊技をさせる営業(前号に該当する営業を除く。)

○暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 二 暴力団 その団体の構成員(その団体の構成団体の構成員を含む。)が集団的に又は常習的に暴力的不法行為等を行うことを助長するおそれがある団体をいう。

○無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律

第八条 公安審査委員会は、その団体の役職員又は構成員が当該団体の活動として無差別大量殺人行為を行った団体が、第五条第一項各号のいずれかに該当する場合であつて、次の各号のいずれかに該当するときは、当該団体に対し、六月を超えない期間を定めて、次項各号に掲げる処分の全部又は一部を行うことができる。同条第一項又は第四項の処分を受けている団体について、同条第二項若しくは第三項の規定による報告がされず、若しくは虚偽の報告がされた場合、又は前条第二項の規定による立入検査が拒まれ、妨げられ、若しくは忌避された場合であつて、当該団体の無差別大量殺人行為に及ぶ危険性の程度を把握することが困難であると認められるときも、同様とする。

- 一 当該団体の役職員又は構成員が、団体の活動として、人を殺害し若しくは殺害しようとしているとき、人の身体を傷害し若しくは傷害しようとしているとき又は人に暴行を加え若しくは加えようとしているとき。
- 二 当該団体の役職員又は構成員が、団体の活動として、人を略取し若しくは略取しようとしているとき又は人を誘拐し若しくは誘拐しようとしているとき。
- 三 当該団体の役職員又は構成員が、団体の活動として、人を監禁し又は監禁しようとしているとき。
- 四 当該団体の役職員又は構成員が、団体の活動として、爆発物、毒性物質若しくはこれらの原材料若しくは銃砲若しくはその部品を保有し若しくは保有しようとしているとき又はこれらの製造に用いられる設備を保有し若しくは保有しようとしているとき。
- 五 当該団体の役職員又は構成員が、団体の活動として、当該団体に加入することを強要し若しくは強要しようとしているとき又は当該団体からの脱退を妨害し若しくは妨害しようとしているとき。
- 六 当該団体の役職員又は構成員が、団体の活動として、殺人を明示的に又は暗示的に勧める綱領に従つて役職員又は構成員に対する指導を行い又は行おうとしているとき。
- 七 当該団体の役職員又は構成員が、団体の活動として、構成員の総数又は土地、建物、設備その他資産を急激に増加させ又は増加させようとしているとき。
- 八 前各号に掲げるもののほか、当該団体の無差別大量殺人行為に及ぶ危険性の増大を防止する必要があるとき。

○地方自治法

第二百三十八条の三 公有財産に関する事務に従事する職員は、その取扱いに係る公有財産を譲り受け、又は自己の所有物と交換することができない。

入札書提出用封筒の書き方（記入例）

必ずのり付けしてください。

「入札書在中」と記入してください。

入札書在中

開札日、物件番号、入札者名
を記入してください。

開 札 日	令和7年6月6日
物件番号	1
入札者名	倉敷 太郎

※ 所定の封筒はありません。各自ご用意ください。

入札書だけを入れてのり付けしてください。

市有財産有償一時貸付契約書（見本）

貸付人 倉敷市（以下「甲」という。）と借受人 ○○○○○（以下「乙」という。）とは、市有財産の一時使用のため、次の条項により有償貸付契約を締結する。

（信義誠実の義務）

第1条 甲、乙両者は、信義を重んじ、誠実にこの契約を履行しなければならない。

（貸付物件）

第2条 貸付物件は、次のとおりとする。

所在地	区分	種別	数量（㎡）
倉敷市×××××	土地	☆☆☆	■■■

（使用目的）

第3条 乙は、貸付物件を使用目的（□□□□□）に従って使用しなければならない。

（貸付期間）

第4条 貸付期間は、令和●●年●●月●●日から令和△△年△△月△△日までの3年間とする。

（貸付料）

第5条 前条第1項の貸付期間に係る貸付料は、▲▲、▲▲▲円とする。

2 貸付料は、乙が甲の発行する納入通知書により所定の場所で納入しなければならない。

3 第4条の貸付期間が複数年度にわたる場合は、各年度相当分に分けて納入しなければならない。

4 年の中途において解約したときの貸付料は、月割計算した額とする。この場合において、なお1月に満たない端数があるときは、当該端数については日割計算により算定するものとする。

（契約保証金）

第6条 乙は、契約保証金として、契約締結と同時に貸付料の100分の10以上に当たる額を甲の発行する納付書により納付する。

2 前項の契約保証金のうち、◆◆、◆◆◆円は入札保証金より充当するものとする。

3 第1項の契約保証金は、第17条に定める損害賠償額の予定又はその一部と解釈しない。

4 第1項の契約保証金は、これに利子を付さない。

5 甲は、乙が第16条に定める義務を履行したときは、乙の請求により遅滞なく第1項に定める契約保証金を乙に還付する。

6 甲は、乙が第16条に定める義務を履行しないときは、第1項に定める契約保証金を市に帰属させることができる。

7 前項の規定により市に帰属する金員は、第16条に定める原状回復に要する費用の一部に充てるものと解釈しない。

（延滞金）

第7条 乙は、前条の納入通知書に定める納付期日までに、納付金額を支払わないときは、その翌日から支払った日まで、延滞金として年14.6パーセントの割合で計算した金額を甲に支払わなければならない。

（契約不適合等）

第8条 乙は、この契約締結後、貸付物件に数量の不足その他契約の内容に適合しないものがあることを発見しても貸付料の減免又は損害賠償の請求をすることができないものとする。

2 乙は、貸付物件がその責めに帰することができない事由により滅失し、又はき損したときは、当該滅

失し、又はき損した部分につき甲の承認した割合に応じて貸付料の減免を請求することができる。

(権利の譲渡等の禁止)

第9条 乙は、甲の承認を得ないで、貸付物件の賃借権を第三者に譲渡し、貸付物件を転貸し、又は貸付物件の使用目的を変更してはならない。

(使用上の制限)

第10条 乙は、貸付物件の使用に当たり、建築基準法その他の法令を遵守すると共に、貸付物件を善良なる管理者の注意をもって維持保存しなければならない。

2 乙は、貸付物件の現状を変更しようとするときは、事前に詳細な理由を付した書面をもって甲の承認を求めなければならない。

3 甲は、乙から前項の承認申請があったときは、遅滞なく事情を調査し、その申請に対する承認は、書面によるものとする。

(修繕義務等)

第11条 甲は、貸付物件の修繕義務を負担しないものとし、当該物件について維持、保存、改良その他の行為をするため支出する経費は、すべて乙の負担とする。

(滅失又はき損等の通知)

第12条 乙は、貸付物件の全部又は一部が滅失し、又はき損した場合には直ちに甲にその状況を通知しなければならない。

(使用上の損傷等)

第13条 乙は、その責めに帰する事由により貸付物件を滅失し、又はき損した場合において甲が要求するときは、自己の負担において原状に回復しなければならない。

(実地調査等)

第14条 甲は、貸付物件について随時実地に調査し、又は所要の報告を求めることができる。この場合、乙はその調査を拒み、妨げ、又は報告を怠ってはならない。

(契約の解除)

第15条 甲は、次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

(1) 乙がこの契約に定める義務を履行しないとき。

(2) 国、甲その他公共団体において公用又は公共用若しくは公益事業の用に供するため貸付物件を必要とするとき。

(3) 乙が貸付物件を使用目的の用途に供せず、又は貸付物件をその用途に供した後契約期間内にその用途を廃止したとき。

(貸付物件の返還)

第16条 貸付期間が満了したとき、又は甲が前条の規定によりこの契約を解除したときは、乙は、貸付物件を甲の指定する期日までに乙の負担と責任において原状回復のうえ甲に返還しなければならない。

(損害賠償)

第17条 乙は、その責めに帰する事由により貸付物件の全部又は一部を滅失し、又はき損したときは、当該滅失し、又はき損による当該貸付物件の損害に相当する金額を損害賠償として甲に支払わなければならない。ただし、第13条の規定により当該貸付物件を原状に回復した場合は、この限りでない。

2 前項に掲げる場合のほか、乙は、この契約に定める義務を履行しないため甲に損害を与えたときは、その損害に相当する金額を損害賠償として甲に支払わなければならない。

(有益費等の請求権の放棄)

第18条 乙は、貸付期間が満了したとき、又は第15条第1号若しくは同条第3号の規定によりこの契約を解除された場合において、貸付物件に投じた改良費等の有益費、修繕費等の必要費その他の費用が

あっても、これを甲に請求しないものとする。

(損失補償)

第19条 乙は、第15条第2号の規定によりこの契約を解除された場合において、これによって生じた損失について甲にその補償を求めることができる。

(契約の費用)

第20条 この契約に要する費用は、乙の負担とする。

(疑義の決定)

第21条 この契約に関し疑義のあるときは、甲、乙協議のうえ定めるものとする。

上記契約の締結を証するため、この契約書2通を作成し、両者記名押印のうえ、各自その1通を保有するものとする。

令和 年 月 日

貸付人

甲 倉敷市西中新田640番地
倉敷市
倉敷市長 伊東 香織

借受人

乙

以下 提出書類（様式）

※ 倉敷市ホームページ（公有財産活用課）からも印刷可能です。

入札貸付参加申込書

令和 年 月 日

倉 敷 市 長 様

私は、市有地一時貸付（入札方式）参加の手引きの内容を承諾し、現地を確認のうえ参加を申込みます。

1 入札参加物件

物件番号	所 在 地

2 入札参加申込者

住 所 氏 名 (法人名) 電話番号	実印
-----------------------------	---------------

《添付資料》

- ・印鑑証明書（発行から3か月以内のもの）
- ・市税の納税（完納）証明書（直近のもの）
- ・誓約書
- ・土地利用計画書

受 付 印

※虚偽記載が判明したものは無効となります。

誓 約 書

令和 年 月 日

倉敷市長様

住所又は所在地.....

氏名又は名称
及び代表者名.....

実印

下記事項について、誓約いたします。

これらが、事実と相違することが判明した場合には、当該事実に関して倉敷市が行う一切の措置について異議の申し立てを行いません。

- 1 貸付に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者ではありません。
- 2 次のいずれかに該当する者でその事実があった後3年を経過しない者及びその者を代理人、支配人その他使用人又は入札代理人として使用する者ではありません。
 - (1) 競争入札において、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、又は不正の利益を得るために連合した者
 - (2) 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者
 - (3) 正当な理由がなく、契約を履行しなかった者
- 3 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号から第6号（裏面参照）に該当する者ではありません。
- 4 申込物件を上記3に該当する暴力団が使用する用途に供しません。また、これらの者の依頼を受けて申込みするものではありません。このほか公序良俗に違反する用途又は公共の福祉に反する用途に供しません。
- 5 市有地一時貸付（入札方式）参加の手引きの内容を全て承知のうえ参加しますので、後日これらの事柄について倉敷市に対し一切の異議、苦情等は申しません。

【参照】

暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（抄）〔平成三年五月十五日法律第七十七号〕

（定義）

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 暴力的不法行為等 別表に掲げる罪のうち国家公安委員会規則で定めるものに当たる違法な行為をいう。
- 二 暴力団 その団体の構成員（その団体の構成団体の構成員を含む。）が集団的に又は常習的に暴力的不法行為等を行うことを助長するおそれがある団体をいう。
- 三 指定暴力団 次条の規定により指定された暴力団をいう。
- 四 指定暴力団連合 第四条の規定により指定された暴力団をいう。
- 五 指定暴力団等 指定暴力団又は指定暴力団連合をいう。
- 六 暴力団員 暴力団の構成員をいう。

（略）

第四条 公安委員会は、暴力団（指定暴力団を除く。）が次の各号のいずれにも該当すると認めるときは、当該暴力団を指定暴力団の連合体として指定するものとする。

- 一 次のいずれかに該当する暴力団であること。
- イ 当該暴力団を構成する暴力団の全部又は大部分が指定暴力団であること。
- ロ 当該暴力団の暴力団員の全部又は大部分が指定暴力団の代表者等であること。
- ハ 当該暴力団を構成する暴力団の全部若しくは大部分が指定暴力団若しくはイ若しくはロのいずれかに該当する暴力団であり、又は当該暴力団の暴力団員の全部若しくは大部分が指定暴力団若しくはイ若しくはロのいずれかに該当する暴力団の代表者等であること。
- 二 名目上の目的のいかんを問わず、当該暴力団を構成する暴力団若しくは当該暴力団の暴力団員が代表者等となっている暴力団の相互扶助を図り、又はこれらの暴力団の暴力団員の活動を支援することを実質上の目的とするものと認められること。

土 地 利 用 計 画 書

貸付物件	所在地	
	地 目	
	面 積	m ²
使用目的		
工 作 物	材 質	
	形 状	
	大きさ	
	地下埋設 物 等	
	設 備	
	その他	
資 材 等	名 称	
	大きさ	
	その他	
備 考	(工作物設置、資材運搬等)に必要とする車両等について、また、その他特記すべき事項)	

入札保証金提出書

倉敷市長 様

提出年月日	令和 年 月 日
入札者	
住 所	〒
電話番号	
氏 名 (法人名)	(自署または記名・押印)

下記の金額を市有地一時貸付入札保証金として提出します。

振込金額	¥ _____	物件番号	
------	------------	------	--

落札とならなかったとき、その他返還事由が生じた場合には、提出した入札保証金を下記口座へ振り込んでください。

振 込 先	銀行等	金融機関名									銀行・信用金庫・信用組合・農協 その他（ ）							
											本店・支店・出張所・営業部							
		預金の種類	普通預金 ・ 当座預金 ・ その他（ ）															
			口座番号									右詰めで記入						
	ゆうちょ 銀　行	記号・番号		1					0	-								
	口座名義人氏名		フリガナ															

(注意)

- ①「金融機関名」「預金の種類」欄の該当する項目を○で囲んでください。
- ②ゆうちょ銀行の場合、通常貯金総合口座以外は振り込みできません。
- ③振込先の「口座名義人氏名」欄は、法人の場合には代表者名の記入は不要です。
- ④裏面に入札保証金を納付した際に受け取った「領収証書」のコピーを貼り付けてください。

令和 年 月 日

入 札 書（期間入札）

倉 敷 市 長 様

申込人 住 所
(入札者)

氏 名

実印

代理人 住 所

氏 名

印

物件番号	区分	金 額（月 額）								
			千万	百万	十万	万	千	百	十	円
	土 地									

「市有地一時貸付（入札方式）参加の手引き」を熟知の上、上記のとおり入札します。

(注意)

- 1 入札書は、物件毎に別の用紙を使用してください。
- 2 物件番号欄には「市有地一時貸付（入札方式）参加の手引き」の物件番号欄に記載された番号を記入してください。
- 3 入札者の印は入札参加申込書に押印したものと同一印（実印）を押してください。
- 4 代理人によって入札するときは、本人の住所、氏名のほか、代理人の住所、氏名を記入し、代理人の印のみを押印してください。
- 5 入札金額は算用数字ではっきりと記載し、数字の前に必ず「¥マーク」を記入してください。
- 6 入札金額を書き損じたときは、新たな用紙に書き直してください（金額訂正は無効です）。
- 7 一度提出した入札書の変更又は取消しはできません。

委任状

代理人住所

氏名

電話番号

代理人使用印

私は、上記の者を代理人と定め、下記の権限を委任します。

記

次の市有地一時貸付入札及びこれに付帯する一切の権限

物件番号 _____

物件所在地 _____

令和 年 月 日

委任者住所

氏名

電話番号

実印

(注意) 代理人の使用する印鑑をあらかじめ押印してください。

倉敷市長 様

下記の金額を市有財産有償一時貸付契約保証金として提出します（入札保証金からの充当含む）。

契約が終了した場合には、提出した契約保証金を下記口座へ振り込んでください。

(注意)

- ①「金融機関名」「預金の種類」欄の該当する項目を○で囲んでください。
- ②ゆうちょ銀行の場合、通常貯金総合口座以外は振り込みできません。
- ③振込先の「口座名義人氏名」欄は、法人の場合には代表者名の記入は不要です。
- ④裏面に契約保証金を納付した際に受け取った「領収証書」のコピーを貼り付けてください。
- ⑤契約保証金は貸付料に充当できません。